

実習生および教育機関関係者 各位

実習前感染症検査について

社会医療法人岡村一心堂病院

当院では実習される皆さんから感染予防（うつさない）と健康の保持（もらわない）のために、実習生全員を対象に、実習後に感染ブランク期間の生じないよう実習前での必要なウイルス抗体価の獲得徹底をお願い致します。

実習前に対応が必要なウイルス感染症は以下の通りです。

麻しん（はしか）・風しん・水痘（水ぼうそう）・ムンプス（流行性耳下腺炎）

そこで実習生の皆さんには以下の対応をお願いします。

下記の A・B いずれかの証明書類のコピーを実習日初日に提出してください。

A：1歳以上で2回の予防接種歴の記録

予防接種歴の記録は被接種者・ワクチンの種類・接種日・接種施設または医師の印があるもの（母子手帳・予防接種手帳など）に限ります。

注）1回実施のみは不可です。2回実施した接種記録の証明がない場合は抗体価を測定してください。→ B：抗体価測定結果を参照

B：抗体価測定結果（基準を満たす抗体価陽性であること）

各種ウイルス抗体価測定を実施する場合は「EIA法」で測定して下さい。

（風しんに限り「HI法」による測定も可とします）

* 抗体価測定の結果、基準を満たしていない場合は実習日までに規定回数の予防接種を済ませ接種をした記録（被接種者・ワクチン名・接種日・接種施設が記載されているもの、コピー可）を抗体価測定結果と一緒に提出して下さい。

抗体価基準については次ページの参考資料をよく読んで対応を判断して下さい。

予防接種が2回必要な場合は1回目と2回目の接種間隔を1ヶ月以上あける必要がありますので該当者は実習日までに接種を完了するよう接種時期に注意して下さい。

* 予防接種不適合者（医師の判断により予防接種が受けられない方）の場合は理由を書面にて提出し病院の判断を受けてください。

* 教育機関が結果をまとめて提出する場合には、被接種者・抗体価測定値・測定日・ワクチン名・接種日を記載し、学校責任者の押印の上事前に提出をお願いします。

以上

2019.12

(参考資料)

○麻疹（はしか）

提出書類：麻疹の予防接種歴の記録（1歳以上で2回実施）または抗体価測定結果

*MR ワクチン（麻疹・風しん混合ワクチン）も対象となります

*MMR ワクチン（ムンプス・麻疹・風しん混合ワクチン）も対象となります

【抗体価基準：EIA 法で 16.0 以上】

基準を満たさない場合は、

- ・結果が EIA 法 2.0 未満の場合 → 2 回予防接種が必要です
- ・結果が EIA 法 2.0～15.9 の場合 → 1 回予防接種が必要です

○風しん

提出書類：風しんの予防接種歴の記録（1歳以上で2回実施）または抗体価測定結果

*MR ワクチン（麻疹・風しん混合ワクチン）も対象となります

*MMR ワクチン（ムンプス・麻疹・風しん混合ワクチン）も対象となります

【抗体価基準：EIA 法で 8.0 以上または HI 法で 32 倍以上】

基準を満たさない場合は、

- ・結果が EIA 法 2.0 未満または HI 法 8 倍未満の場合 → 2 回予防接種が必要です
- ・結果が EIA 法 2.0～7.9 または HI 法 8 倍・16 倍の場合 → 1 回予防接種が必要です

○水痘（水ぼうそう）

提出書類：水痘の予防接種歴の記録（1歳以上で2回実施）または抗体価測定結果

【抗体価基準：EIA 法で 4.0 以上】

基準を満たさない場合は、

- ・結果が EIA 法 2.0 未満の場合 → 2 回予防接種が必要です
- ・結果が EIA 法 2.0～3.9 の場合 → 1 回予防接種が必要です

○ムンプス（流行性耳下腺炎・おたふくかぜ）

提出書類：ムンプスの予防接種歴の記録（1歳以上で2回実施）または抗体価測定結果

*MMR ワクチン（ムンプス・麻疹・風しん混合ワクチン）も対象となります

【抗体価基準：EIA 法で 4.0 以上】

基準を満たさない場合は、

- ・結果が EIA 法 2.0 未満の場合 → 2 回予防接種が必要です
- ・結果が EIA 法 2.0～3.9 の場合 → 1 回予防接種が必要です